

政令第三百三十七号

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百十七号）

附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十八年十月一日とする。

理由

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。